

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 1 月 10 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

理事長 前田 豊

◎調達機関番号 606 ◎所在地番号 14

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 75
- (2) 購入等件名及び数量
施設維持管理業務（登戸地区） 一式
- (3) 調達案件の仕様等 入札説明書のとおり。
- (4) 履行期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
- (5) 履行場所 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾 6-21-1 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りでない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後 2 年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供」でA,B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
 - (4) 官庁から指名停止を受けている期間中に該当しない者。
 - (5) 入札説明会に参加した者。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾 6-21-1
独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課
電話 044-865-6111 内線 204
なお、入札説明書は本公告の日から交付する。
- (2) 入札説明会の日時及び場所
平成25年2月1日 14時00分 〒214-8585
神奈川県川崎市多摩区長尾 6-21-1 独立行政法人労働安全衛生総合研究所管理棟1階会議室
- (3) 入札、開札の日時及び場所

平成 25 年 3 月 5 日 14 時 00 分 〒214-8585
神奈川県川崎市多摩区長尾 6-21-1 独立行政法
人労働安全衛生総合研究所管理棟 1 階会議室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に
参加を希望する者は、本公告に示した役務を履行
することができることを証明する書類を開札日の
前日までに提出しなければならない。入札者は、
独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長から
当該書類に関し説明を求められた場合には、それ
に応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない
者の提出した入札書、入札者に求められる義務を
履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した役務を履行
できると独立行政法人労働安全衛生総合研究所理
事長が判断した入札者であって、予定価格の範囲
内の最低価格をもって有効な入札を行った入札者
を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the
procuring entry : Yutaka Maeda President of
National Institute of Occupational Safety and
Health
- (2) Classification of the products to be pro-
cured : 75
- (3) Nature and quantity of the products to be
manufactured : Building Maintenance , 1 set
- (4) Fulfillment period : From April 1, 2013 throu-
gh March 31, 2015
- (5) Fulfillment place : National Institute of Occu-

pational Safety and Health

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

- ① have an ability to conclude this contract, or not be bankrupt who has not reinstated. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consento necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons,
- ② a) not intentionally executed construction work or production with poor workmanship, or not committed dishonest acts concerning the quality or quantity of goods in the course of performance under a contract,
- b) not disturbed the enforcement of fair competition, impaired fair pricing, or conspired with others to gain improper profits,
- c) not blocked a successful bidder from executing a contract, or not prevented a contractor from performing his obligations under a contract,
- d) not prevented government officials from performing their duties in exercising supervision or making an inspection,
- e) not failed to perform his contractual obligations without just cause,
- f) not hired anyone who committed any of the foregoing acts within the last two years as an agent, manager or employee for the performance of a con-

tract,

- (7) Have Grade A or B or C on “Offer of services” in terms of the qualification for participating in tenders by Director, Accounts Division, Minister`s Secariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in the fiscal year of 2010,2011 and 2012
- (8) Date and time for tender : 14:00 , 5 March , 2013
- (9) Contact point for the notice : Accounting Section, National Institute of Occupational Safety and Health, 6-21-1 Nagao, Tama-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa 214-8585 Japan.
TEL 044-865-6111 ex204

施設維持管理業務委託

入札説明書

《目次》

○入札要領	・・・・・・・・・・	1
○仕様書	・・・・・・・・・・	2
○入札等条件書	・・・・・・・・・・	16
○その他（様式）	・・・・・・・・・・	20

平成25年1月

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

入札要領

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び予定数量

施設維持管理業務委託 一式

(2) 仕様書

別紙のとおり

(3) 契約期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 入札条件等

入札参加要件、入札及び契約締結に関する諸条件は、「入札等条件書」による

2 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成25年2月1日(金) 14時00分

場 所 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所管理棟1階会議室

※入札説明会に参加する場合は、当研究所総務課経理第二係(044-865-6111)に平成25年1月31日(木)午後5時までに連絡すること。

3 開札の日時及び場所

日 時 平成25年3月5日(火) 14時00分

場 所 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所管理棟1階会議室

4 入札方法と落、不落札の決定等

入札書については、消費税額を除いた金額を記載し、落札不落札の決定後、入札額に105/100を乗じた額を契約予定金額とする。

落札者は、予定価格の範囲内で最低価格により申込みをした者とし、本件調達に関して契約締結の第一優先権を付与するものとする。

また、当研究所理事長がその者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格の入札者を落札者とすることができる。

5 その他

(1) 入札書の形式は別に定める様式のとおりとする。

(2) 入札書の必要事項を注意事項を遵守のうえ記入し封筒に入れ、代表者印を封筒糊付箇所を押印することにより封印して提出すること。

(3) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」とする。

(4) 入札書には、社印及び代表者印を押印すること。

(5) 入札に出席する者が、代表者印を押印する権限がないときは、委任状を添付すること。

(6) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合には、その場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。

以 上

仕 様 書

I 総則

- ① 受託者は、作業員、技術者、警備員及び監督技術者（以下、「作業員等」という。）の労働条件等について、労働基準法その他の諸法令に抵触してはならない。
- ② 受託者は、作業員等の勤務態度・接遇等について指揮・監督するとともに、管理責任者（独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課長）と連絡を密にして各委託業務の万全を期するものとする。
- ③ 作業員等の不正行為その他の素行不良等により委託者に損害が発生した場合には管理責任を負う受託者は当該作業員と連帯してその責を免れない。
- ④ 作業員等が、病気その他の事情により勤務に支障を来す場合、又は勤務要員に欠員を生じた場合には、代替員をして各委託業務に支障のないように措置するものとする。
- ⑤ 管理責任者は、作業員等について、著しく当研究所の信用を失墜する等職務の履行上不適切と認めた場合には、いつでも代替員を要求できるものとする。
- ⑥ 作業員等は、事故発生時その他業務上管理責任者に連絡する必要があると判断した場合には、次の者に連絡してその指示に従って対処するものとする。
 - 第1順位 総務課長
 - 第2順位 経理第二係長
 - 第3順位 総務第二係長
- ⑦ この仕様書で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

閉所日とは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）をいう。

開所日とは、閉所日を除く毎日をいう。

II 委託業務

警備保安対象施設概要

住 所	神奈川県川崎市多摩区長尾6丁目21番1号
名 称	独立行政法人労働安全衛生総合研究所
敷地面積	22,942㎡
建築面積	延 15,347㎡
内 訳	
管 理 棟	1,827㎡（RC造地上2階建）
研 究 本 館	9,277㎡（RC造地上5階地下1階建）
生 物 化 学 実 験 棟	2,525㎡（RC造地上2階地下1階建）
音 響 実 験 棟	391㎡（RC造地上2階建）
工 学 実 験 棟	919㎡（RC造地上1階建）
流 動 研 究 員 棟	178㎡（RC造地上2階建）
そ の 他	230㎡

1 警備保安業務

(1) 目 的

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という）内における敷地及び建物等の警備、並びに秩序の維持及び安全保持等に努め、研究所の円滑なる運

営に寄与することを目的とする。

(2) 警備員の資格及び要員数

- ① 警備員は、身体強健かつ十分な信用に足る成人とする。
- ② 身体強健とは、心身とも故障なく、かつ緊急不測の事態に速やかに現場に駆けつけることが可能であり、臨機の措置を迅速に行なうことが可能である状態をいう。
- ③ 受託者は、常時1名の警備員をもって警備を行うものとし、警備員の氏名はあらかじめ管理責任者に報告するものとする。

(3) 委託管理時間

開所日及び閉所日の夜間警備	午後5時00分～翌日午前8時30分
閉所日の日中警備	午前8時30分～午後5時00分

(4) 警備業務の概要

- ① 研究所内外のパトロール警備
- ② 火災・盗難等事故の予防及び早期発見並びにその応急処置
- ③ 敷地内の不法駐車取締
- ④ 研究所内外の秩序保持
- ⑤ 外来者に対する受付
- ⑥ 遺失物・拾得物の取扱い
- ⑦ 鍵の保管
- ⑧ 電話の取次ぎ
- ⑨ その他管理責任者の特別指示事項

(5) 遵守すべき事項

- ① 服 務
警備員は制服・制帽を着用し、常に容姿を正しく、規律を厳守し警務の万全を期さなければならない
- ② 緊急事態発生時の処置
火災その他緊急事態が発生した場合には、警備員は直ちに適切な処置をとり、被害の拡大防止に努め、管理責任者に速報するとともに関係機関に連絡を行い、臨機の措置を講じなければならない。
- ③ 報 告
警備日誌には、日々の警備状況、巡回結果、不審者等に対する措置その他の必要事項を記入し、管理責任者に報告しなければならない。
- ④ 秘密保持
警備員は、職務上知ることのできる委託者の秘密事項を漏らしてはならない。
- ⑤ 信 用
受託者は、警備員の信用失墜行為及び背信行為についてその責を負い、警備員の選任にあたっては十分な注意を払うものとする。

(6) 研究所内外の巡回

- ① 警備員は巡回にあたって、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ア 電気・ガス装置、危険物類貯蔵所、塵芥置場の異常の有無
 - イ 消火器・消火栓、その他の消火器具並びに防火設備、避難施設の異常の有無

- ウ 各棟の窓、扉等の施錠の確認
- エ 侵入盗、不審者の発見・排除及び侵入可能箇所の点検
- オ 敷地内の不審車、不法駐車の確認及び報告
- カ その他前各号のほか、警備目的上必要な事項

- ② 警備員は、近火、暴風雨等警戒発令時その他必要があると認めた場合、又は管理責任者の指示があった場合は、巡回の回数を増加し警戒を厳重にしなければならない。
- ③ 警備員が、巡回に当たって異常を認めたとき、又は修繕・改善を要すると認めたときは、遅滞なく管理責任者に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。
- ④ 警備員は、随時研究所内外を巡回し、その結果を警備日誌に記載しなければならない。

(7) 外来者の取扱い

- ① 警備員は、外来者に対して、懇切丁寧に対応し、不快感を与えるようなことがあってはならない。
- ② 警備員は、必要に応じ、次のとおり対処するとともに処置結果について管理責任者に報告しなければならない。
 - ア 研究所に出入りする者について、挙動不審と思われる者であるときは、身分証明書の提示を求め、又は氏名、用件等を尋ねる等により適切な処置をとること。
 - イ 銃器、凶器その他危険物を携帯し、又は研究所を汚損するおそれのある汚液その他不潔物を持ち込もうとする者があるときは、これを制止すること。
 - ウ 精神錯乱又は泥酔により、他人に迷惑をかけるおそれのある者が研究所に入ろうとするときは、これを制止すること。
 - エ 敷地内に無断駐車しようとしている車を発見したときは、これを制止し、無断駐車に極力努めること。
- ③ 警備員は、前記イからエの措置を講じたときは、これを警備日誌に記載しなければならない。

(8) 研究所の保全及び秩序の維持

警備員は、研究所の保全及び秩序を維持し危害を防止するため、管理責任者の指示に従い、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 公務のため研究所内に宿泊する者があったときは、その者の所属、氏名等を警備日誌に記載すること。但し、流動研究員宿泊棟に宿泊する者はこの限りでない。
- ② 研究所内において、許可なくして、物品の販売、宣伝、契約の仲介その他これらに類する営利行為を行い、又は本来の目的以外に研究所を利用しようとする者があるときは、これを制止すること。
- ③ 研究所内において許可なくして、宣伝ビラを配布若しくは散布し、又は指定場所以外の場所に貼り紙、看板、立看板その他これらに類するものを掲示しようとする者があるときは、これを制止すること。
- ④ その他災害予防上危険な行為をする者があるときは、これを制止すること。

(9) 遺失物・拾得物の取扱い

警備員は、研究所内において遺失物を発見し、又は拾得物の届出があったときは、速やかにこれを総務課総務第二係に届けなければならない。

- (10) 勤務計画
- ① 警備員の勤務計画は、前月 20 日までに管理責任者に書面をもって報告しなければならない。
 - ② 警備員の勤務計画に変更があるときは、速やかに管理責任者に書面をもって報告しなければならない。
- (11) 服装及び装具
- 研究所警備実施上必要とする制服、制帽、靴、警笛、懐中電灯等については、受託者において負担するものとする。
- (12) 協議事項
- 警備の実施に当たり、次の事項については委託者及び受託者双方において協議の上、決定するものとする。
- ① 警備員の待機室（仮眠室）の使用
 - ② 事故発生時における連絡先の指定
 - ③ 警備実施の細部事項
 - ④ その他警備実施上必要と認められる事項

2 受付業務

- (1) 目的
- 外来者の応接対応・案内・電話交換業務をして来訪者等の便宜を図り、併せて研究所職員の利便向上に資することを目的とする。
- (2) 要員に関する事項
- 健康で身元確実な職務遂行に要する資質を持つ成人 1 名とする。
- (3) 受付業務時間
- 開所日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
- (4) 受付業務の概要及び遵守事項
- ① 本研究所への外来者に対して、管理棟 1 階受付において、受付、面会先職員等への連絡、各種入館許可証（ICカードを含む。）の交付及び回収等を行なう。
 - ② 電話交換業務。
 - ③ 受付員は上記 2（3）に定める業務実施時間の初めと終わりにおいて、夜間の受付を行なう警備員との間で受付簿等の受渡業務の引継を確実に行なうこととする。
 - ④ 受付員は、外来者に対し、懇切丁寧に対応することとし、不快感を与えるようなことがあってはならない。
 - ⑤ 本研究所への外来者で不審な者があった場合には、直ちに管理責任者に報告をしなければならない。
 - ⑥ その他、本件業務に関連して管理責任者の指示があるときには、これに従うこと。
- (5) 業務に要する消耗品

受付員が着用する作業服は受託者の負担とする。

3 設備管理業務

(1) 目的

研究所構内施設の電気・機械設備（ボイラー・冷凍機等）の運転・保守管理に努め、研究所の運営に支障のないよう万全を期するよう努めなければならない。

(2) 作業人員

次の資格要件を有する者のうち、編成要件に従って開所日は日勤者3名、夜勤者2名、閉所日は日勤者2名、夜勤者2名の人員で編成すること。

資格要件

◎電気主任技術者

第3種電気主任技術者の資格を有する者で、関係業務の経験を5年以上有する者。

◎ボイラー技士

1級以上のボイラー技士の資格を有する者。

◎電気関係保守業務経験者

電気関係保守業務の経験を3年以上有する電気技術者

◎機械関係保守業務経験者

機械設備関係保守業務の経験を3年以上有する機械技術者

編成要件

- ①電気主任技術者及びボイラー技士は全ての開所日の日勤に組み込むこと。
- ②閉所日日勤及び閉所日夜勤においては、電気関係保守業務経験者と機械設備関係保守業務経験者の組み合わせで編成すること。
- ③当研究所類似施設の勤務経験を持つ者を可能な限り常時配置するものとする。

(3) 委託管理時間

開所日及び閉所日の日勤 午前8時30分～午後5時00分

開所日及び閉所日の夜間勤務 午後5時00分～翌日午前8時30分

(4) 協議事項

作業内容の細部については、別途指示するものとする。

◎ 電気設備関係

① 対象設備の明細

ア 受変電室（中央監視室を含む電気関係一切）

受変電設備（受電容量6600V、2750kW 変圧器15台）・制御システム（ミューディック）・蓄電池（400AH 1基）及びディーゼル発電機（300kVA 1台）等の設備一切とする。

イ 各階

分電盤、制御盤、灯器及びコンセント並びに放送設備等電気関係一切とする。

② 業務の内容

電気機械設備の日常運転及び維持管理保守を主な任務とし、設備を円滑に利用し

得るよう最善の努力を払い、故障が生じた場合は速やかに復旧に努めなければならない。

ア 日常運転・保守業務

外部塵埃・発錆の清掃除去、回転部分・可動部分の注油・油漏れの点検、計器類作動状況の点検、調整、修理、異常音、異臭、異常過熱等故障の兆候に対する注意と処置、負荷状態に対する注意、受電記録（電力日誌）の作成、消耗品の補充を行うこと。

イ 定期保守業務

据付・取付部分の点検・各部分解点検・絶縁抵抗試験・受変電設備定期点検（年1回1日間 午前7時30分から午後5時 7名）、その他必要な定期点検、調整を行う。なお、他業務の細目にわたっては電気事業法、経済産業省電気設備技術基準、東京電力株式会社社内内規等の定めるところによるものとする。

③ その他

作業者の重大な誤操作等による故障の修理は、受託者の負担とする。

◎ ボイラー等空調機械設備関係

① 対象設備の明細

ボイラー（1.5t 2台）、吸収式冷凍機（150RT 2台）、吸収冷温水機（120RT 1台）、クーリングタワー、空気調和設備（6台）、送排風機、各種ポンプ、各種水槽（上水道 2槽他）、発電用貯油槽（350L 2基）、衛生設備、消防設備、高圧蒸気滅菌装置（第一種圧力容器 3台）等設備一切とする。

② 業務の内容

ボイラーの運転を始めとする機械設備関係の日常運転並びに保守を主な業務とし、設備の正常かつ円滑な運転を図り、研究所の居住性を常に最適な状態に保つよう努めなければならない。冷暖房は、原則として夏季及び冬季の開所日の午前9時から午後6時までとする。ただし、生物化学実験棟については年間を通して恒温恒湿とし終日運転とする。

ア 日常運転・保守業務

外部塵埃・発錆の清掃除去、回転部分・可動部分の注油、ガス漏れの点検、計器類・ポンプ類の作動状況の点検・調整、修理、異常音・異臭・熱の異常損失等故障の兆候に対する注意と処置、生物化学実験棟温度湿度の調整と記録、溢水、漏水等の点検・修理・通水作業、消耗品の補充、燃料消費記録の作成を行う。

イ 定期保守業務

据付・取付部分の点検、ノズル・バーナー各所バルブ等の点検、ダクト及び給排気口の管理点検、ボイラー性能検査準備、空気調和機フィルターの点検・交換、各種自動装置の点検調整を行う。

③ その他

ア 主任技術者は、管理責任者の指示に基づき空調給排水等機械関係の一切の業務の統括指揮諸記録の作成、関係官公庁との連絡及び外注作業の監督立会等を行う。

イ 重要な修理を施す必要があると認めた場合は、意見を附して直ちに管理責任者に報告すること。

4 清掃業務

(1) 要員及び資格

健康で身元確実な成人とし、のべ2名／1日とする。ただし、午前のみ・午後の

みの要員配置は認めない。また、女子用の更衣室・トイレ・休養室等の清掃は女性の要員で対応することとする。

(2) 作業時間

日常清掃業務 開所日の午前8時30分～午後5時00分
トイレ清掃等業務 開所日の午前8時30分～正午

(3) 清掃範囲

別表1「清掃対象範囲表」のとおり

(4) 清掃内容

- ア 日常清掃 ほうき又は自在ほうき等による掃き掃除、必要に応じてモップ等による拭き取り掃除、机上の乾拭き、吸い殻、ゴミ箱等のゴミ捨て及びゴミ出し等を行うこと。
- イ トイレ清掃 泥、汚れをモップ等で拭き取り、必要に応じて石鹼水、タイル用洗剤等を用いてタワシで洗うこと。なお、トイレットペーパー等の補充もあわせて行うこと。
- ウ その他突発的清掃業務

(5) 業務に要する消耗品等

清掃員が着用する作業服は受託者の負担とし、これ以外の業務に要する資機材及び衛生消耗品については委託者が負担するものとする。

5 臨時清掃業務

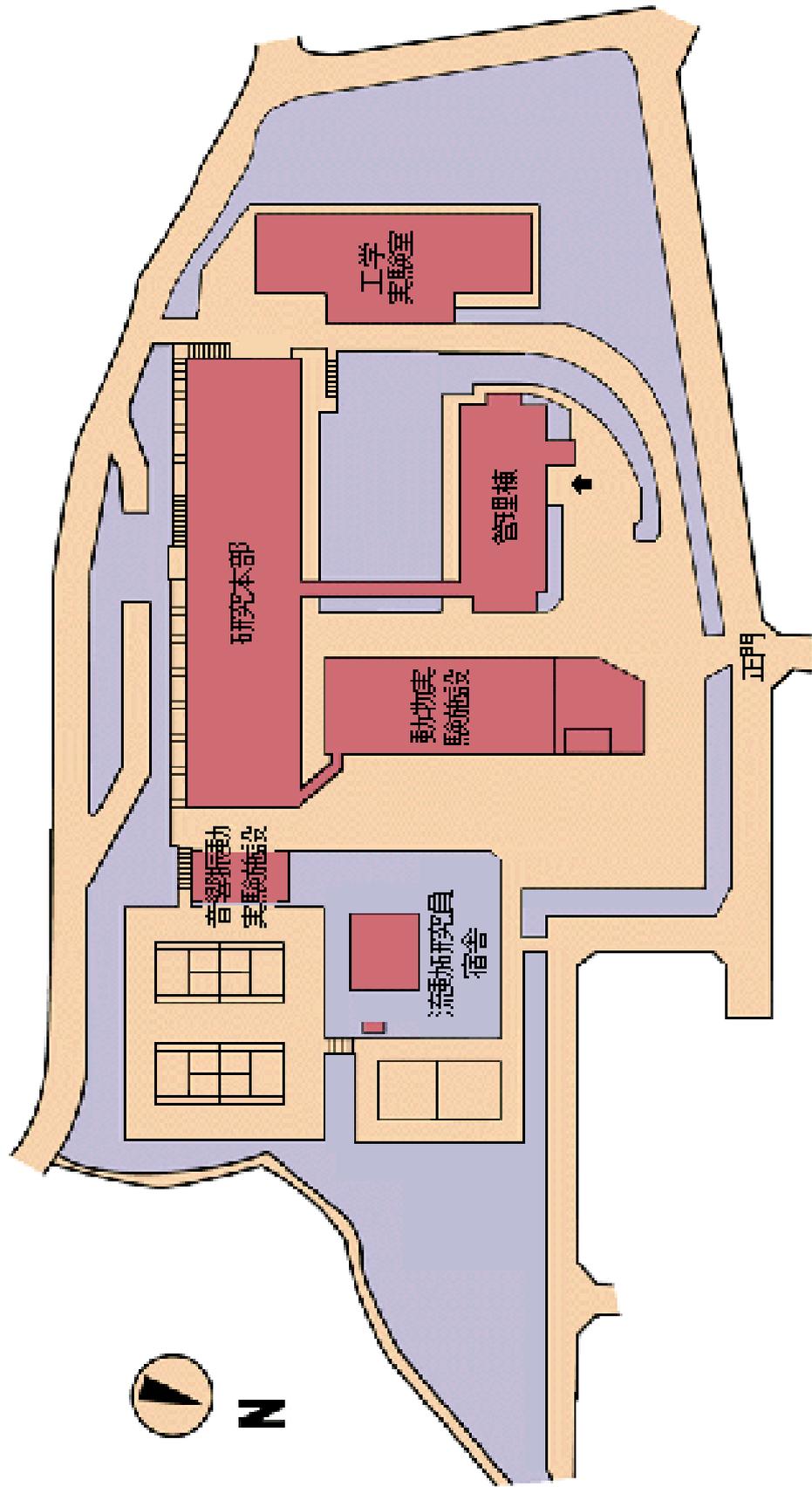
日々の清掃業務のほか、年間を通じて以下の臨時清掃業務を行なうものとする。なお実施に当たっては、管理責任者の指示に基づきその実施日等必要な事項を別に定めるものとする。範囲、区画、数量については別表2による。

- ・床面清掃 研究所内の日常清掃対象区域以外(立ち入り禁止区域を除く)の床面清掃を年1回実施する。
- ・窓清掃 研究所内各棟のガラス窓(外側)の清掃を年1回実施する。
- ・受水槽清掃 受水槽の清掃(法定)を年1回実施するものとする。
- ・外周清掃 研究所敷地外周の清掃を年10回実施する。掃き掃除を主に行い、側溝付近のゴミ処理、落葉の集積、雑草の除去等も併せて行なう。

III その他

その他本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者双方において協議の上、決定するものとする。

施設概要図



清掃対象範囲表

建物名	階	室名等	面積	備考	床材質	
管理棟	1F	経理・会計係事務室	92.52㎡	日常清掃	カーペット	
		総務係、研究企画調整部事務室(水場1)	141.80㎡	日常清掃	カーペット	
		情報機器室	34.10㎡	2月1回	カーペット	
		ロッカー室(男・女)	52.25㎡	週1回	弾性床材	
		休養室	33.00㎡	週1回	弾性床材	
		玄関ホール(中央階段を含む)	118.80㎡	日常清掃	弾性床材	
		食堂(厨房を含む)	142.50㎡	日常清掃	弾性床材	
		身障者用トイレ		日常清掃		
		男子トイレ	5.49㎡	日常清掃	弾性床材	
		女子トイレ	6.83㎡	日常清掃	弾性床材	
		廊下(東側階段含む)	84.12㎡	日常清掃	弾性床材	
		2F	廊下(給湯室、ホール含む)	153.57㎡	日常清掃	弾性床材
			理事長室(水場1)	32.14㎡	日常清掃	カーペット
			理事長応接室	42.91㎡	日常清掃	カーペット
			事務室(水場1)	52.00㎡	日常清掃	カーペット
			理事室	35.00㎡	日常清掃	カーペット
			監事室	35.00㎡	2月1回	カーペット
			図書閲覧室	53.00㎡	2月1回	カーペット
			トイレ(男・女)	13.40㎡	日常清掃	弾性床材
	小計	1,128.43㎡				
渡り廊下	2F	渡り廊下a(研究本館⇄管理棟)	72.68㎡	日常清掃	弾性床材	
	1F	渡り廊下b(研究本館⇄生物棟)	23.88㎡	日常清掃	弾性床材	
	B1	渡り廊下c(研究本館⇄生物棟)	23.88㎡	日常清掃	弾性床材	
	1F	渡り廊下d(研究本館⇄音響棟)	12.71㎡	日常清掃	弾性床材	
		小計	133.15㎡			
研究本館	B1	廊下	88.20㎡	日常清掃	弾性床材	
		エレベーターホール、中央階段	34.41㎡	日常清掃	弾性床材	
		トイレ(男・女)	29.50㎡	日常清掃	弾性床材	
		浴室、脱衣室(男)	23.50㎡	日常清掃	弾性床材	
		浴室、脱衣室(女)	9.50㎡	日常清掃	弾性床材	
		被験者生活管理室(厨房・倉庫は除く)	118.60㎡	週1回	弾性床材	

別表1-2

建物名	階	室名等	面積	備考	床材質
	1F	廊下	198.63m ²	日常清掃	弾性床材
		玄関ホール、エレベーターホール、中央階段	95.61m ²	日常清掃	弾性床材
		東側階段、西側階段	45.60m ²	日常清掃	弾性床材
		身障者用トイレ		日常清掃	
		トイレ(男・女)	39.80m ²	日常清掃	弾性床材
		会議室	45.80m ²	2月1回	カーペット
	2F	廊下	163.80m ²	日常清掃	弾性床材
		エレベーターホール、中央階段	95.61m ²	日常清掃	弾性床材
		トイレ(男・女)	39.80m ²	日常清掃	弾性床材
		東側階段、西側階段	45.60m ²	日常清掃	弾性床材
		会議室	113.81m ²	2月1回	カーペット
	3F	廊下	163.80m ²	日常清掃	弾性床材
		エレベーターホール、中央階段	47.01m ²	日常清掃	弾性床材
		トイレ(男・女)	39.80m ²	日常清掃	弾性床材
		東側階段、西側階段	45.60m ²	日常清掃	弾性床材
	4F	廊下	163.80m ²	日常清掃	弾性床材
		エレベーターホール、中央階段	47.01m ²	日常清掃	弾性床材
		トイレ(男・女)	39.80m ²	日常清掃	弾性床材
		東側階段、西側階段	45.60m ²	日常清掃	弾性床材
	5F	廊下	163.80m ²	日常清掃	弾性床材
		エレベーターホール、中央階段	47.01m ²	日常清掃	弾性床材
		トイレ(男・女)	39.80m ²	日常清掃	弾性床材
		東側階段、西側階段	45.60m ²	日常清掃	弾性床材
		小計	2,076.40m ²		
生物化学実験棟	B1	廊下	28.70m ²	日常清掃	弾性床材
		浴室、脱衣室	3.10m ²	日常清掃	弾性床材
	1F	廊下	28.70m ²	日常清掃	弾性床材
	2F	廊下	12.39m ²	日常清掃	弾性床材
	B1~2F	トイレ(各階1)	7.38m ²	日常清掃	弾性床材
		階段	40.71m ²	日常清掃	弾性床材
		小計	120.98m ²		
音響振動実験棟	B1	廊下	10.00m ²	日常清掃	弾性床材
	1F	廊下	10.00m ²	日常清掃	弾性床材
	2F	階段	15.00m ²	日常清掃	弾性床材
		小計	35.00m ²		

別表1-3

建物名	階	室名等	面積	備考	床材質
工学実験棟	1F	廊下	3.75m ²	日常清掃	弾性床材
		小計	3.75m ²		
流動研究員棟	1F	玄関	8.40m ²	週1回	弾性床材
		廊下	13.57m ²	〃	弾性床材
		食堂	24.30m ²	〃	弾性床材
		台所	7.29m ²	〃	弾性床材
		トイレ	7.29m ²	〃	弾性床材
		洗面所	4.86m ²	〃	弾性床材
		浴室	4.86m ²	〃	弾性床材
		居室	9.00m ²	〃	カーペット
	2F	玄関	13.57m ²	〃	弾性床材
		廊下	21.20m ²	〃	弾性床材
		居室	53.25m ²	〃	カーペット
		小計	167.59m ²		
		計	3,665.30m ²		
		2月1回部分	281.71m ²	うちカーペット	281.71m ²
				うち弾性床材	0.00m ²
		週1回部分	371.44m ²	うちカーペット	62.25m ²
				うち弾性床材	309.19m ²
		毎日部分	3,012.15m ²	うちカーペット	396.37m ²
				うち弾性床材	2,615.78m ²

床面清掃範囲表

建物名	階数	室名等	面積	床材質	備考	
管理棟	1F	総務課事務室	92.52m ²	○		
		研究企画調整部事務室	141.80m ²	○		
		情報機器室	34.10m ²	○		
		OA室	29.98m ²	○		
		会議室	54.00m ²	○		
		ロッカー室(男女)	52.25m ²			
		休養室	33.00m ²			
		玄関ホール(中央階段を含む)	118.80m ²			
		食堂(厨房を含む)	142.50m ²			
		トイレ(男・女)	12.32m ²			
		廊下(東側階段含む)	84.12m ²			
		2F	廊下(給湯室、ホール含む)	153.57m ²		
			トイレ(男・女)	13.40m ²		
			理事長室	32.14m ²	○	
	理事長応接室	42.91m ²	○			
	総務課事務室	52.00m ²	○			
	理事室	35.00m ²	○			
	監事室	35.00m ²	○			
	役員会議室	23.20m ²	○			
	情報公開室	24.50m ²	○			
	図書閲覧室	53.00m ²	○			
	書庫	243.33m ²	○			
	小計	1,503.44m ²				
渡り廊下	2F	渡り廊下a(研究本館⇔管理棟)	72.68m ²			
	1F	渡り廊下b(研究本館⇔生物棟)	23.88m ²			
	B1	渡り廊下c(研究本館⇔生物棟)	23.88m ²			
	1F	渡り廊下d(研究本館⇔音響棟)	12.71m ²			
		小計	133.15m ²			
研究本館	B1	廊下	88.20m ²			
		エレベーターホール、中央階段	34.41m ²			
		トイレ(男・女)	29.50m ²			
		浴室(男)	23.50m ²			
		浴室(女)	9.50m ²			
	1F	廊下	198.63m ²			
		玄関ホール、エレベーターホール、中央階段	95.61m ²			
		東側階段、西側階段	45.60m ²			
	トイレ(男・女)	39.80m ²				

建物名	階数	室名等	面積	床材質	備考
	2F	廊下	163.80 ^m ²		
		エレベーターホール、中央階段	95.61 ^m ²		
		トイレ(男・女)	39.80 ^m ²		
		東側階段、西側階段	45.60 ^m ²		
	3F	廊下	163.80 ^m ²		
		エレベーターホール、中央階段	47.01 ^m ²		
		トイレ(男・女)	39.80 ^m ²		
		東側階段、西側階段	45.60 ^m ²		
	4F	廊下	163.80 ^m ²		
		エレベーターホール、中央階段	47.01 ^m ²		
		トイレ(男・女)	39.80 ^m ²		
		東側階段、西側階段	45.60 ^m ²		
	5F	廊下	163.80 ^m ²		
		エレベーターホール、中央階段	47.01 ^m ²		
		トイレ(男・女)	39.80 ^m ²		
		東側階段、西側階段	45.60 ^m ²		
		小計	1,798.19 ^m ²		
生物化学実験棟	B1	廊下	28.70 ^m ²		
	1F	廊下	28.70 ^m ²		
	2F	廊下	12.39 ^m ²		
	B1~2F	階段	40.71 ^m ²		
		小計	110.50 ^m ²		
音響振動実験棟	B1	廊下	10.00 ^m ²		
	1F	廊下	10.00 ^m ²		
	2F	階段	15.00 ^m ²		
		小計	35.00 ^m ²		
工学実験棟	1F	廊下	3.75 ^m ²		
		小計	3.75 ^m ²		
計			3,584.03 ^m ²		
			うち○印の合計	893.48 ^m ²	
			うち○印以外計	2,690.55 ^m ²	

* 床材質の○印は、タイルカーペット等の床面であることを示す。

* ○印以外は、リノリウム等、弾性床材使用の床面であることを示す。

○ガラス窓清掃範囲

建物名	対象	仕様	数量	備考
管理棟	玄関・階段手摺 書庫仕切ガラス	両面	275.0m ²	
	連窓ガラス	外面	268.0m ²	
渡り廊下	(高所作業)	両面	283.0m ²	
研究本館	玄関・渡り廊下	両面	116.0m ²	
	連窓ガラス	外面	1,408.0m ²	
	網戸	洗淨	292.0枚	
生物化学実験棟	玄関	両面	46.0m ²	
	連窓ガラス	外面	13.0m ²	
	網戸	洗淨	5.0枚	
計		ガラス面	2,409.0m ²	

○清掃対象貯水槽

1. 受水層	FRP 2層式	70t	1基
2. 高架水槽	FRP 2層式	21t	2基

入札等条件書

本件調達についての入札及び契約に関する事項は本条件書によるものとする。

I 入札に関する事項

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び予定数量

施設維持管理業務委託 一式

(2) 仕様書

別紙のとおり

(3) 契約期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

2 入札参加条件

(1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りでない。

(2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。

⑥ 上記の①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。

(3) 当研究所で行なわれた過去3年間の調達において、正当な事由なくして契約を締結しなかったなどの不誠実な対応を行ない、資質信用に欠けると判断される者の参加は認めない。

(4) 以下の全ての実績を有していること。なお、平成25年2月26日(火)までに業務の実績を示す資料(契約書の写し等)を郵送又は持参により提出すること。

① 警備及び清掃業務に関して、当研究所規模と同等以上の施設の請負実績を過去3年以内に複数年にわたって有していること、又は過去5年間以内に3年以上の請負実績を有していること。

② 設備管理業務については、当研究所と同等規模の動物実験施設を有する施設

- 機関での管理業務の実績を2年以上有していること。
- (5) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、A、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。なお、平成25年2月26日（火）までに資格審査結果通知書の写しを郵送又は持参により提出すること。
 - (6) 官公署から指名停止を受けている期間に該当しない者。
 - (7) 事業協同組合（以下「組合」という。）として参加する場合は、以下の点に留意すること。
 - ① 組合構成員名簿を平成25年2月26日（火）までに郵送又は持参により提出すること。
 - ② 組合とその構成員が重複して入札参加することはできない。
 - ③ 組合として参加する場合の業務の実績（I-2-(4)）は、組合において契約しているものに限る。
 - ④ 組合の構成員が官公署から指名停止を受けている期間に該当する場合には、組合として入札参加することはできない。
 - (8) 入札に参加するときは、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾の上、参加すること。
 - (9) 入札説明会に参加した者

3 再度入札について

- (1) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合には、その場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
- (2) 再度入札によっても入札が不調となった場合には、日を改めて再度入札を行なう。
- (3) 再度入札の入札金額については、1回目入札の入札金額より低い金額をもって入札しなければならない。その際、再度入札することができない者は辞退することができる。

II 契約に関する事項

1 契約前提条件

- (1) 落札者は契約締結の優先権第一位の権利が与えられるものとする。
- (2) 落札者は以下の全てに該当する者でなければ契約を締結する能力を有しない。
 - ① 法令及び関係条例等の規定により作業資格者等が必要な場合には、当該有資格者を現に有していること。
 - ② 入札参加条件について虚偽がないこと。
- (3) 落札者は、仕様書に基づき作業の詳細を定めた業務マニュアルを速やかに作成し管理責任者と協議を行わなければならない。当該協議は入札の日を含めて7日以内に行わなければならない。

2 契約の締結について

- (1) 契約履行の資格資質能力に係る書類の確認及び業務マニュアルの協議完了をもって、契約の締結を行なう。
- (2) 請負代金の支払いについては、総契約額の24分の1に相当する額を、毎月末に当研究所が役務の完了を確認後、適正な請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。
- (3) 契約の締結に当たり、配置予定要員の資格資質能力経験等によって、当研究所が必要と認める場合には、契約期間開始前に要員の研修を目的とした業務委託契約を本件調達とは別に締結しなければならない。
- (4) 契約締結第一優先権を獲得したにもかかわらず、結果として契約締結に至らない場合には、以後の調達案件において、I 2(3)に該当するものと判断する。

以 上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、研究所側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

平成 年 月 日

入 札 書

独立行政法人
労働安全衛生総合研究所理事長殿

住 所
名 称
代 表 者 名

件名 施設維持管理業務 一式

本件業務を下記の金額にて請負いたしたく、関係書類を熟覧のうえ、法令・規則を遵守し入札いたします。

記

入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			,			,			

(税抜)

見 本

発行日

平成 年 月 日

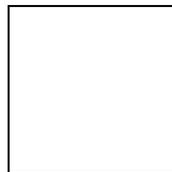
委 任 状

独立行政法人
労働安全衛生総合研究所理事長殿

住所××××××××××
委任者 名称○◎○○○○◎◎◎
氏名△△△△△△△△△

私は、○○○○を代理人と定め下記の入札に関する一切の権限を委任します。

1. 件 名 施設維持管理業務 一式
2. 委任期間 平成25年3月1日から平成25年3月31日まで
3. 受任者使用印鑑



※委任者記載箇所の社印と代表者印を忘れずに押印下さい。

※「3. 受任者使用印鑑」の四角内に受任者の使用する印鑑を押印下さい。